

高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について定める。
(入札参加資格者)

第2条 入札参加資格のある者は、次条の規定により資格審査を受け、高知県測量、建設コンサルタント等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。
(資格審査)

第3条 資格審査は、平成18年度を初年度とし、原則として隔年度で実施するものとする。ただし、当該年度以外においても実施することができる。

2 資格審査は、資格審査を申請する日の直前の10月1日を審査基準日とする。

3 資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める測量、建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領に基づき申請しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。

(1) 高知県内に主たる営業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 資格審査を申請する業務について、第2項に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）までに法律上必要な資格を受けていない者

イ 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を資格審査を申請する日（以下この号において「申請日」という。）までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあっては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収

義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

エ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

オ 破産者で復権を得ないもの

カ アからオまでに掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 高知県外に主たる営業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 前号ア及びエからカまでのいずれかに該当する者

イ 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（高知県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は区市町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けていない者

カ 地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けていない者

キ 補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の登録を受けていない者

ク 土木関係その他業務のうち、環境調査業務及び水質等分析業務にあつては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けていない者

(3) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）

ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの

エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、または雇用しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

（入札参加資格の有効期間）

第 4 条 前条第 1 項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、当該資格審査を申請する日の属する年度の翌年度及び翌々年度の 2 年間とする。

2 前条第 1 項ただし書の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、当該資格審査を申請する日の属する年度の翌年度の 1 年間とする。

（資格審査の結果の通知及び公表）

第 5 条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書により資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第 6 条 資格審査を申請した者及び資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）は、申請内容に変更があったと

きは、直ちに変更届（様式は、任意とする。）を知事に提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

第7条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札参加資格を取り消すものとする。

- （1）業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。
- （2）第3条第3項の測量、建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領に定める申請の書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- （3）第3条第4項第1号エからカまで及び第3号アからコまでのいずれかに該当することとなったとき。
- （4）入札参加資格を辞退したとき。

（会社の合併等による入札参加資格の承継の手続）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

- （1）有資格者と他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者（以下この項において「無資格者」という。）とが合併した場合
- （2）有資格者である個人が法人組織に変更した場合
- （3）有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- （4）有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- （5）有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

2 前項第3号又は第4号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

（入札参加資格の再審査）

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- （1）会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- （2）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。

2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 知事が別に定める競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等業務）

(2) 手続開始の決定書等の写し

(3) 貸借対照表及び損益計算書

(4) 前3号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

この告示（平成18年12月高知県告示第772号）は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この告示（平成19年11月高知県告示第728号）は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この告示（平成23年12月高知県告示第799号）は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この告示（平成24年12月高知県告示第763号）は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この告示（平成29年3月高知県告示第165号）は、平成29年4月1日から施行する。